

「福岡県中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金」のご案内 ～M&Aに伴い発生する諸費用を補助～

福岡県では、事業譲渡を希望する事業者や事業譲受を希望する者が支払うM&Aに伴い発生する諸費用（仲介手数料、企業価値算定費用等）を補助します。

（1） 補助対象者

「福岡県事業承継・引継ぎ支援センター」の支援を受け、補助対象期間内（※）に事業譲渡した県内中小企業または県内中小企業から事業を譲り受けた者。ただし、諸費用が発生する前に交付申請及び交付決定を受ける必要あり。※補助対象期間 交付決定日～令和9年1月末

（2） 補助対象経費

M&Aに伴い発生する諸費用（裏面参照）

※交付決定前の発注・契約は補助対象外となりますのでご注意ください。

※同一内容の事業について、国（独立行政法人等を含む）や他団体が助成する他の制度と重複する事業は、補助対象外とします。

（3） 補助率等

《補助率》 **1/2以内**（小規模事業者は2/3以内） 《補助上限額》 **50万円**

（4） 申請書類

※①、②、⑤の様式はHPからダウンロードできます。個人の場合④は提出不要です。
（従業員がいる**個人事業主の場合は、④が必要**です。）

- ①福岡県中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金交付申請書（様式第1）
- ②交付申請明細（別添1）
- ③補助対象経費に係る見積書
- ④従業員数証明のために添付する書類
- ⑤同意書（別添2）

（5） 申請期限

第1次締切：令和8年 6月30日（火）＜必着＞
第2次締切：令和8年 8月31日（月）＜必着＞
第3次締切：令和8年10月30日（金）＜必着＞
最終締切：令和8年12月28日（月）＜必着＞

※予算に達し次第、申請受付終了となりますので、予めご了承ください。

（6） 申請書提出先

※原則、社外代理人のみによる提出は受け付けておりません。

【補助金事務局】

福岡商工会議所 中小企業経営支援部 中小企業振興グループ
〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2-9-28
TEL：(092)441-1146



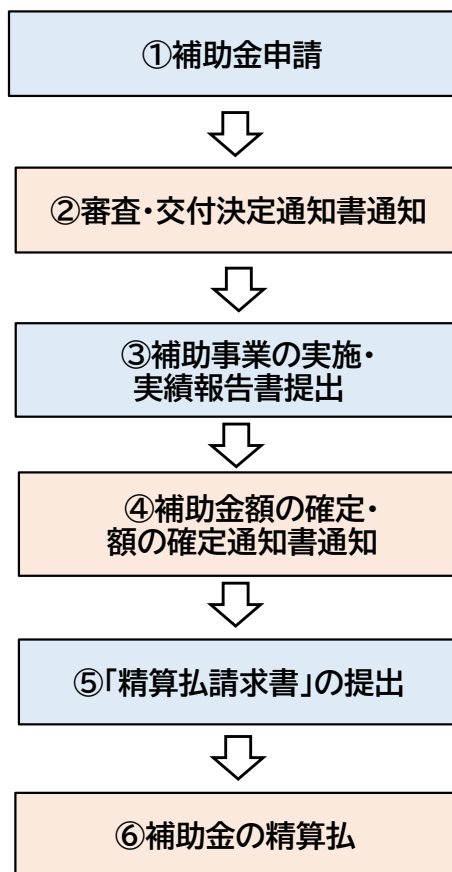
福岡県



補助対象経費一覧

補助対象経費の区分	内容
仲介手数料	M&A仲介業者との契約に基づき支払う着手金、成功報酬
企業価値算定費用	企業価値・事業価値・株式価値等の価値算定にかかる費用
デューデリジェンス費用	デューデリジェンス実施に係る費用
契約書作成・レビュー費用	最終契約書等の作成・レビューを弁護士に委任した場合に生じる費用
不動産鑑定評価書取得費用	不動産の時価評価に係る費用
不動産売買・登記費用	最終契約書に基づき不動産売買する際の不動産売買手数料・不動産売買する際の登記に係る事務費用
定款変更等の登記費用	最終契約書に基づき定款変更等をする際の登記に係る事務費用
許認可等申請費用	最終契約書に基づき取得するべき許認可等の取得に係る費用
労務関連手続費用	最終契約に基づき労務関連手続をする際に係る費用

補助金申請・交付の流れ（①③⑤は事業者、②④⑥は補助金事務局が実施）



【注】交付決定前のM&A最終契約および補助事業の実施(発注・契約)は補助対象外となります。

・補助事業実施期限: 令和9年1月末
 ・「実績報告書」提出期限: 補助事業完了後30日を経過した日または令和9年1月末日のいずれか早い日
 ※様式のほか、専門業者や専門家による成果物の提出が必要です

【補助金受給にあたっての注意点】

勧誘業者に委託した費用を後日返金または減額されるといったキャッシュバック行為 など、不正行為が認められる場合は、交付決定の取り消し、補助金の返還請求等を行うことがあります。



詳しくは「福岡県中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金交付要綱」をご確認ください。